

商工もばら

茂原商工会議所アドレス
http://www.mobara-cci.or.jp

商工もばら 第561号
(毎月1回発行)
発行所: 茂原商工会議所
茂原市茂原443番地
tel.22-3361(代)
発行責任者: 河野万由美
編集責任者: 石橋 佑亮



2021 9
September

茂原商工会議所HPはこちら



茂原商工会議所で検索!!

この度、当所HPを使い易く快適にご利用いただけるようリニューアルを実施いたしました。なお、リニューアルに伴うURLの変更はございません。ブラウザの“お気に入り”や“ブックマーク”にご登録されている方は、引き続きご利用が可能です。

茂原商工会議所

検索

■会員数 / 1,170事業所
(令和3年7月31日現在)

今一度、感染対策の徹底を

“多様性”と“調和”をテーマに感動的な開会式で幕を開けた『東京オリンピック』。57年ぶりの自国開催となった本大会は、日本選手団のメダルラッシュとなりました。

一方、新型コロナウイルスの感染者数は第5波の到来により急激な増加傾向を見せ、関東では一都三県へ緊急事態宣言が出されました。

各地で過去最多の感染者数を記録し、感染力の高い変異株への置き換わりが懸念されています。連休明けではありますが、気を緩めることなく、今一度、三密(密集、密接、密閉)防止、手洗いやマスク着用の徹底を心掛けましょう。

茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用などについてご相談を受け付けておりますので、是非ご利用ください。

outline

- 茂原商工会議所 入会のご案内…………… 2
- 新型コロナウイルス対策マル経融資 他…………… 4
- 千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店を運営する事業者向け) 他…………… 5
- 小規模事業者持続化補助金(一般型) 他…………… 6

茂原商工会議所 入会のご案内

企業や商店の経営に不可欠な資源の調達支援はもちろん、
さまざまな経営課題を解決するための「知恵」を継続的に提供する。それが、**茂原商工会議所**です。

経営資源の調達をサポート

●経営革新計画・経営改善計画の作成・取組みをサポート

■経営革新とは…企業の「新たな挑戦(事業展開・拡大)」を支援するものです。

- 経営革新計画が承認されると、低利融資・債務保証など幅広い優遇支援が受けられます。
- 商工会議所は、中小企業の方々の経営革新計画、資金繰り等の経営改善計画作成にあたって積極的に支援を行っております。まずは、ご相談ください。

●資金調達をバックアップ

企業の資金需要にお応えするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦に基づき融資が可能となる「マル経融資」や、創業者のための制度融資を用意しています。その他、公的融資の情報をご提供します。

■主な公的融資制度は次のとおりです。(最新の情報は、直接お問合せください。)※希望にそえない場合もあります。

区 分	資金名	融資対象者	融資限度額	保証人及び担保
国 (日本政策金融公庫)	小規模事業者 経営改善資金 (マル経融資)	●市内で1年以上事業を営み、6ヶ月以上前から商工会議所の指導を受けている方 ●商業・サービス業は従業員5人以下 ●製造業・その他は従業員20人以下	2,000万円	●保証人と担保が不要 ●商工会議所の推薦が必要
	普通貸付	●ほとんどの業種が対象 ●新規開業の方も利用できます	4,800万円	●保証人1名以上が必要 ●担保は場合によって必要
茂原市	茂原市中小企業 融資制度	●市内で1年以上同一事業を継続して営んでいるもの ●市税を滞納していないもの ●他	(運転)2,000万円 (設備)3,500万円	●保証人(法人の場合) ●担保(必要に応じて)
千葉県	小規模事業資金	●従業員20名以下の方	5,000万円	●保証協会の保証が必要 ●保証人1名以上が必要(担保不要)

●どんなことでもご相談ください

1. 巡回窓口経営相談

経営・金融・税務・法律・労務・貿易・技術問題など経営上の問題でお困りの方や経営を改善させていこうとする会員に対して相談・指導・あっせんを通じて事業繁栄のお手伝いをします。

2. 窓口専門相談

経営指導員による一般経営相談に加え、複雑な税務・法律問題など専門的事項に関するご相談には、当所専門相談員(税理士・社労士・弁護士等)による無料相談コーナー(要予約)がご利用できます。

3. 労働保険事務組合

労働者を1人でも雇うと労働保険に加入しなければなりません。委託可能な事業所は、金融・保険・不動産・小売業は50人以下、サービス・卸業は100人以下、その他の業種は300人以下の事業所となります。



●人材は企業の財産です

円滑な人材確保、効果的な人材育成のために、一人ひとりが、働く喜びを感じながら、自分自身の能力を高めていくために、時代の要請に応じた「人づくり」を、多角的にサポートします。

- 検定試験…… 人材の育成と、技術・技能の振興普及のため、「日商簿記検定」「珠算検定」「ネット検定」など各種の検定試験を実施しております。社員教育、自己啓発にご活用ください。
- 健康管理…… 商工会議所では、会員企業の事業主、従業員、そのご家族のかたの健康管理にお役に立たせて頂くため、県内の専門の健診機関と提携し、割安な料金で各種健診を実施しております。
- 社員表彰…… 勤続功労者並びに優良社員に対し、商工会議所会頭と各事業主の連名で表彰を行っております。

さまざまな経営課題の解決に

「共済制度」で備え充実

●安心は企業のもう一つの力

企業、経営者、従業員。それぞれの安心を確保するために、商工会議所のスケールメリットを活かした、安価で安心な各種「保険・共済制度」を用意しています。

いきいき共済(生命共済制度) [1口800円から加入できます] 福祉団体定期保険+商工会議所独自の自家共済制度

- 会員のみの加入が可能です。●死亡保障はもちろん、不慮の事故による障害、入院についても保障
- [引受保険会社: アクサ生命保険]
- ⇒その他にも 特定退職金共済制度・個人保険 などでもご用意しております。

集団扱い自動車保険

- 現在ご加入中の自動車保険でご利用いただけます。
- 無事故割引後の保険料をさらに5%割引いたします。
- 事業所・役員はもちろん従業員の方々並びにそのご家族の方にもご利用いただけます。



火災共済

- 火災はもちろん、台風の災害や盗難などもワイドに補償 ●掛け金が安く経費節減に役立ちます。
- 火災、落雷、破裂爆発、風災雪災、物体の落下衝突、騒じょう労働争議、水ぬれ、盗難、水災、他各種用意しています。

小規模企業共済

- 小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

ビジネス総合保険制度(総合保障型)

- 会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクからお守りします。
- 保障のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入できます。又、全国商工会議所のスケールメリットによる割安な保険料水準です。

●信用は企業の基盤です

原産地証明

- 原産地証明とは、貿易取引される商品の国籍を証明するものです。
- 貿易関係業者の皆様の貿易取引の便益に供するため、原産地証明書をはじめとする各種貿易関係の証明を発給しております。

電子証明書

- 電子証明書は、ネット社会における印鑑登録証明書とも言えるものです。
- 電子証明書に対する信頼は、技術・セキュリティ・審査といった運用面のみならず、第三者機関である認証局自体に対する社会的な評価と信頼が基礎となります。

●会館のご利用

各種会議、面接、講習会、研修会にご利用いただけます。会議室の種類、大きさ、料金等はお問合せください。

会員事業所の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

茂原商工会議所の
**WEB
セミナー**

会員限定

茂原商工会議所の
ホームページより
ご覧いただけます

無 料



【お問合せ先】茂原商工会議所 TEL.22-3361

◀こちらから
ご利用できます。

こんな方に最適です

セミナーは受講したいけど
忙しくて時間がない!

24時間いつでも
ご利用いただけます。

継続的に社員研修を
行いたい!

勉強会(社内研修)などに
ご活用いただけます。

受講したいセミナーが
開催していない!

600本以上の豊富なラインアップ
から自由に選べます。

新型コロナウイルス対策マル経融資

(8月4日時点)

小規模事業者経営改善資金融資(マル経)は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度であり、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

- ①市内で1年以上事業を営み、6か月以上前から商工会議所の指導を受けている方。
- ②最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。
- ③前3年すべての同期と比較が望ましくない場合であって、最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

a.過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10月～12月の平均売上高

(注)最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

無担保
無保証人



【お問合せ先】 茂原商工会議所 指導課 TEL.22-3361

新型コロナウイルス感染症特別貸付

(8月4日時点)

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方。

- ①最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月間(最近1か月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方。
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合、または店舗増加や合併等、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業等、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

a.過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10月～12月の平均売上高

(注)最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

0.9%金利
引き下げ



【お問合せ先】 平日のご相談:日本公庫事業資金相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-154-505
土曜日のご相談:日本公庫 フリーダイヤル 0120-112476

特別利子補給制度

(8月4日時点)

日本政策金融公庫等の『新型コロナウイルス対策マル経融資』、『新型コロナウイルス感染症特別貸付』等若しくは商工中金等による『危機対応融資』により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者等に対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対償となります。

【ご利用いただける方】

特別貸付等の申込を行った際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方。

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高15%以上減少
- ③中小企業者等(上記①②を除く事業者):売上高20%以上減少

利子相当額を
一括で助成



【お問合せ先】 (独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
TEL.0570-060515

協力金・支援金

(8月4日時点)

■千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店を運営する事業者向け)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給します。

対象要件 (全期間共通)	■千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)。 ■県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。 ■県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと(終日休業を含む)。 ■対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。		
お問合せ先	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894	特設サイト(制度詳細)	

■月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給します。

対象要件	①対象措置に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること (注)①以下を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。 「対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があること」、または「対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があること」による影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば給付対象となり得ます。 ②月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。		
お問合せ先	月次支援金事務局相談窓口 フリーダイヤル 0120-211-240	特設サイト(制度詳細)	

■千葉県中小企業等事業継続支援金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取り組みを支援するため、最大20万円を支給します。

また、まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供禁止を含む時短営業要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者の皆さまに対して、支援金を上乗せして支給します。

なお、まん延防止等重点措置が8月22日まで延長されることに伴い、比較対象月及び支給対象月を変更します。

支給対象	①千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金A) 下記の要件を全て満たしている必要があります。 (1) 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業等又は個人事業者等であること。 (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)」(令和3年4月～令和3年8月の間における時短営業等の要請に対する協力金)の支給対象とならないこと。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年8月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少していること。 (4) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。 (5) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。 (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 (7) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。	②千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金B) (1) 令和3年3月31日までに創業した酒類販売事業者等で、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業又は個人事業者等 (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)」(令和3年4月～令和3年8月の間における時短営業等の要請に対する協力金)の支給対象とならないこと。 (3) まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供禁止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年8月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70%以上減少した月があること。 (4) 令和3年4月～8月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供禁止要請等に準じている飲食店と直接又は間接の取引があること。 (5) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。 (6) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。 (7) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 (8) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。
	お問合せ先 千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター フリーダイヤル 0120-179-155 特設サイト(詳細)	

補助金

(8月4日時点)

■ 小規模事業者持続化補助金(一般型)

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が持続的な経営に向けた経営計画、販路開拓等の取り組みや、販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対 象	小規模事業者等	補 助 上 限	50万円(または100万円※) ※「認定市区町村による特定創業支援事業の支援」を受けた場合、または、2020年1月1日 以降に開業または法人設立した場合は、上限100万円
補助率	2/3	公 募 スケジュール	■ 6次締切:10月1日(金) ■ 7次締切:令和4年2月4日(金) ※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、 採択発表を行います(制度内容、予定は変更される場合があります)。

■ 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に関する取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対 象	小規模事業者等	補 助 上 限	100万円 ※「感染防止対策費」は補助金総額の1/4(最大25万円)が上限。ただし、緊急事態宣言の再発例による特別措置を適用する事業所は、補助金総額の1/2(最大50万円)に上限を引き上げ。なお、補助上限額を100万円に上乗せして交付されるものではありません。また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。
補助率	3/4	公募スケジュール	■ 3次締切:9月8日(水) ■ 4次締切:11月10日(水) ■ 5次締切:令和4年1月12日(水) ■ 6次締切:令和4年3月9日(水)

■ 事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

また、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。

補助額	《中小企業》 通常枠:補助額100万円～6,000万円(補助率2/3) 卒業枠:補助額6,000万円～1億円(補助率2/3) 《中堅企業》 通常枠:補助額100万円～8,000万円(補助率2/3) グローバルV字回復枠:補助額8,000万円～1億円(補助率2/3)	特設サイト  https://jigyousaikouchiku.jp/
対象要件	①申請前の直近6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 ②事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 ③事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小事業等 ④補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。 ※申請は、政府補助金電子申請システム(Jグランツ)による電子申請のみの受付となります。	

絵画・ポスターコンクール優秀作品展示会のご案内

当所は、市内の小学校を対象に環境・ごみ問題についての絵画・ポスターコンクールを実施しました。市内の全小学校から応募があり、応募数1,314作品の中から優秀賞として100作品が入選されました。また、入選作品の中から、募集テーマ別に1作品ずつ「特別賞」を選出しました。優秀な成績を収められた100名にはトヨーカラー(株)茂原工場から副賞が贈呈されました。尚、下記の通り展示会を開催いたします。今回入選された100名を下記に掲載いたします。

◆期 間 8月21日(土)～8月27日(金)まで
◆展示場所 茂原ショッピングプラザアスモ2F催事場(インド料理15の象前)
◆時 間 午前10時～午後8時まで(8月27日(金)のみ正午まで)

特別賞 《茂原市長賞》作品テーマ「植物を大切にしよう」…………… 豊田小学校6年 内山 凜音
 《茂原市教育委員会教育長賞》作品テーマ「未来のそうじロボット」…………… 五郷小学校6年 十文字柊也
 《茂原商工会議所会頭賞》作品テーマ「守ろう!茂原の自然」…………… 中の島小学校5年 小宮 舞



優秀者一覧 ※()内は学年

二宮小 内山 璃咲(4)、樽塚 陽愛(4)、鈴木 愛奈(4)
 渡邊 千真(5)、西口 天翔(5)、小野 由奈(6)
 酒巻 美花(6)

萩原小 三輪 弥生(4)、吉原 里桜(4)、平川 梨花(4)、
 岩村 菜里(5)、古山 詩穂(5)、吉田 杏夢(5)、
 小倉 香桜(5)、財部 莉子(5)、坂本 瑛仁(5)、
 吉原 花音(5)、佐藤 大河(6)、會田 紗彩(6)、
 斎藤 万夢(6)、南館 光(6)、花澤 せな(6)

中の島小 諸岡 隼(2)、山本 志帆(2)、市東 桃花(3)、
 吉井穂乃花(3)、小倉 天晴(3)、平野 蒼空(4)、
 鈴木木々歌(5)、太田 心月(6)

五郷小 鈴木 心魅(4)、中野 志悠(4)、尾形 修悟(5)、
 浅野由依果(6)、石原 結菜(6)

東郷小 土屋 瑚夏(2)、吉田 萌恵(3)、高木 幸空(4)、
 岡本 怜奈(4)、家城日世里(5)、熊田 希歩(5)、
 中條 杏凜(5)、石原 千愛(5)、小暮 颯太(5)、
 藤村 安那(5)、小川 蓮也(6)、小嶋 美優(6)、
 山田 優海(6)

西小 大久保 蓮(3)、白土帆乃花(3)、秋葉 大翔(4)、
 正林 愛菜(5)、鈴木 結衣(5)、丸 昊羽太(5)、
 刀祢 一絆(5)、木嶋 琉夏(6)、安藤 大希(6)

豊田小 遠藤那奈珠(3)、川城 実桜(3)、池田 隼都(4)、
 今村 智香(5)、川島ひかり(5)、佐々木織衣(6)、
 山本 莉乃(6)、北田 洋也(6)

茂原小 川崎 美輝(1)、高田 遥稀(2)、緑川 花芽(2)、
 岩谷 咲良(3)、吉橋 巧真(3)、酒井 陽向(4)、
 緑川宗一郎(4)

本納小 中村 勇結(2)、渡邊 芽生(3)、奥山 実篤(5)、
 齋藤 瑚白(5)、増田 遊莉(6)

東部小 山内 菜緒(4)、鈴木 心海(4)、岩下 真穂(5)、
 磯野ひとみ(5)

豊岡小 阿田 篤和(2)、中村 心実(2)、鈴木 詩織(3)、
 鈴木明香里(4)、佐藤 結愛(5)、前田 将摩(5)、
 星野 夢果(6)、小池 寿弥(6)

新治小 常泉 孝太(2)、中嶋 香穂(3)、中嶋 諒(4)、
 森田 葵(6)

鶴枝小 初見 咲奈(3)、山仲美菜香(5)、山口 大輝(5)、
 中山 莉緒(6)

千葉県飲食店感染防止対策認証制度

(8月4日時点)

《千葉県飲食店感染防止対策認証制度》

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、ハード・ソフト面での検証を踏まえた改善を行ったうえで、飲食店における感染防止対策を県が認証する制度を、県内全域で実施することとしました。

厳しく設定した認証基準を適用し、基準の達成に必要な設備の整備費用等への支援を行うとともに、高いレベルでの対策が講じられていることを踏まえ、認証店に対しては、まん延防止等重点措置区域以外の地域において、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。

※緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域内の認証店については、要請を行います。

【事業概要】千葉県では、飲食店が取り組む感染防止対策について、県が現地を確認した上で、高いレベルでの対策が取られていることを認証する事業を実施します。認証事業の申請は7月26日から受付を開始しています。

◆ 飲食店の感染防止対策を現地で確認し、県が作成する基準を満たす店舗に認証ステッカーを交付します。

◆ 県ホームページに認証店を掲載し、高いレベルでの対策が徹底されていることを公表します。

◆ 認証店に対しては、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。(※)

※ただし、当面の間は、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域を除きます。

注:認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

《千葉県飲食店感染防止対策承認事業補助金について》

千葉県飲食店感染防止対策認証事業に参加する事業者に対して、基準の達成に必要な設備の整備費用への補助制度による支援を行います。

【補助対象者】 次の全てを満たしている必要があります。

1. 認証取得のため必要な設備投資を行う者
2. 飲食することを主たる目的とした設備を有する飲食店であること※テイクアウト型、デリバリー型の店舗、遊戯施設は対象となりません。
3. 中小企業者若しくは個人事業主等であること
4. 食品衛生法の規定による許可を受け事業を営んでいる者であること
5. 補助金の受給後も事業を継続すること
6. 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
7. 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと

【補助対象経費】 次のすべての要件を満たしている設備が補助対象となります。

1. 認証基準を達成するために必要な設備であること
2. 認証事業開始日である令和3年7月26日以降に購入した設備であること
3. 千葉県が認める設備であること(詳細については下記QRコードよりご確認ください)。

【お問合せ】 千葉県飲食店認証事務局

TEL043-307-9003(10時00分～18時00分(土日祝日含))

千葉県飲食店感染防止対策
認証制度の詳細はこちら▶



千葉県飲食店感染防止対策
承認事業補助金の詳細はこちら▶



茂原創業塾

8月23日(月)
プレセミナー
無料ご招待!!

茂原市民または茂原市内で創業を目指す方 **カリキュラムは下記参照**
事業後継者・経営力を基礎から学びたいと思っている方に

茂原商工会議所は、創業を目指す方を対象に、創業に不可欠な知識を習得していただくための創業支援セミナー「茂原創業塾」を開催いたします。創業者の講演聴講や地域経営者との交流を通して、経営の苦労や喜び、経営者の実情などを理解していただきながら、創業へのモチベーションアップをサポートします。9月開講にあたり、無料プレセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

事例で学ぶ創業 失敗しない!ためにできること

- 日 時 / **8月23日(月) 18:00~21:00**
- 会 場 / 対面形式(茂原商工会議所会議室)またはオンライン形式(ZOOM) 選択可
- 定 員 / 15名様(先着順)
- 講 師 / 株式会社Ideal Works 代表取締役・中小企業診断士 **井手 美由樹 氏**

- ある創業者のストーリーで学ぶ、創業のポイント
- 創業の動機を確認して、事業の将来像を描こう
- 事前に準備できること、やってみないとわからないこと
- 創業に失敗しないための3つの要素



【茂原創業塾プレセミナー 受講申込書】 茂原商工会議所 行
FAX送信先 0475-23-7895 TEL0475-22-3361

事業所名	TEL	
所在地	〒 -	受講方式 ☐ 対面(茂原商工会議所) ☐ オンライン(ZOOM)
受講者氏名	※オンライン受講を希望する際は記入必須 E-mail	

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。

《対面形式で受講される方々へのお願い》

- マスク着用での受講をお願いいたします。当日はマスクをお持ちください。
- 受付時に検温を実施いたします。37.5度以上の熱のある方や具合の悪い方は、受講をご遠慮ください。

9月開講!! 茂原創業塾 本講座カリキュラムのご紹介

全講義、対面形式(茂原商工会議所会議室)またはオンライン形式(ZOOM)からご選びいただけます。

1	9月17日(金)	18:00~21:00	創業の心構え~二人の創業経営者に聞く~
2	9月24日(金)	18:00~21:00	ポストコロナ時代のビジネスモデルを考える
3	10月8日(金)	18:00~21:00	マーケティング入門
4	10月14日(木)	18:00~21:00	販路開拓(販促ツール)~売れる販売ツールの条件~
5	10月21日(木)	18:00~21:00	コロナ時代の最新WEB活用術
6	10月28日(木)	18:00~21:00	創業時に必要な手続きや知識/人材が育つ環境作り
7	11月4日(木)	18:00~21:00	経営者に必要な数値感覚/資金計画の立て方
8	11月26日(金)	18:00~21:00	事業計画発表会

※全8回の本講座では、成果物として創業計画書作成を目標としています。
※「創業計画書の策定方法」をWEB講義(オンデマンド)にて解説します。(事業計画の必要性/創業計画書の全体像/個別項目の説明)

■ 共催:茂原市 ■ 提携:ちばぎん総合研究所 ■ お問い合わせ:茂原商工会議所 TEL.0475-22-3361 FAX.0475-23-7895